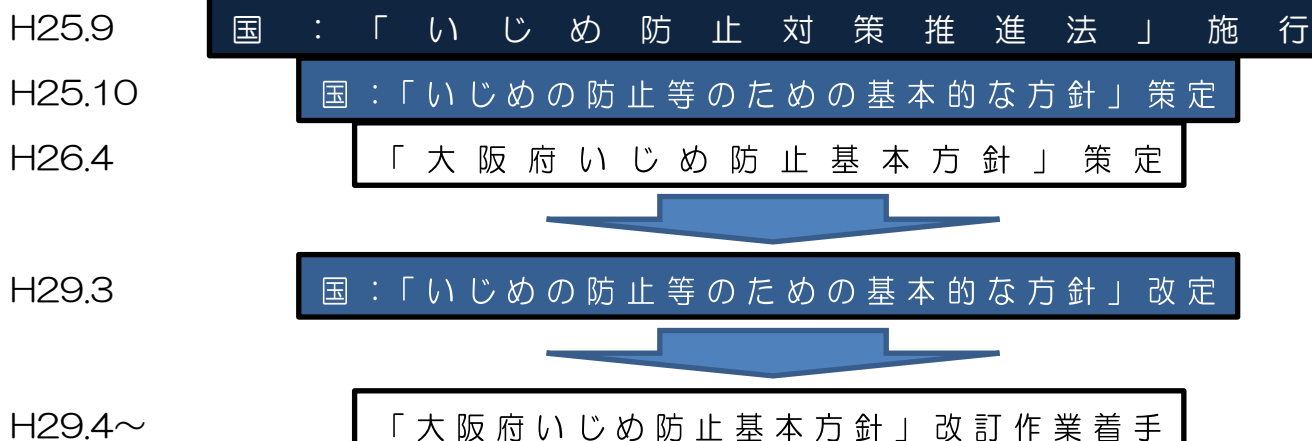


# 大阪府いじめ防止基本方針の改訂について

## 改訂に至る経緯



## 国の変更に伴い府が変更する主な内容

- ① 学校いじめ対策組織を中核とした一貫した対応の明記  
いじめであるか否かの判断は当該組織が行う。教職員は抱え込まない。  
外部人材の活用によりより実効的ないじめの問題の解決を図る。
- ② 学校のいじめ対策組織の役割を具体的に新たに明記  
いじめを許さない環境づくりを行う役割  
アンケート調査・聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割  
いじめの防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する役割、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割等
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける  
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。地域・児童生徒・保護者の積極的な参画とより丁寧な説明が求められている。
- ④ 「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定  
「学校いじめ防止プログラム」…包括的な取組の方針を定め、その具体的な内容をプログラム化したもの  
「早期発見・事案対処のマニュアル」…アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方を定めたもの
- ⑤ いじめ解消の考え方を具体化  
①いじめに係る行為が止んでいること（目安：少なくとも3か月）  
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針の児童生徒、保護者、関係機関への周知  
学校いじめ防止基本方針の内容を各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に周知  
学校のWebページなどにも掲載